

宮労発基 1216 第 1 号
平成 26 年 12 月 16 日

各団体代表者 殿

宮 城 労 働 局 長



宮城県の最低賃金の周知について（協力依頼）

労働行政の推進につきまして、平素より御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。
さて、宮城県内における最低賃金は、県下のすべての労働者に適用される「宮城県最低賃金」と特定の産業の基幹労働者に適用されている「宮城県特定最低賃金」が設定されているところです。

本年度においては、10月16日に改定した宮城県最低賃金に引き続き、このたび、宮城県特定最低賃金についても、今月19日までに改定することといたしました。

本年度の「宮城県最低賃金」、「宮城県特定最低賃金」は例年の比べ引き上げ額が高く、その影響が大きいと考えられることから、改定金額の周知が重要となっています。

つきましては、「宮城県最低賃金」と「宮城県特定最低賃金」を案内した「宮城県の最低賃金」のリーフレット（周知用は別途送付します）を作成しましたので、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解いただき、リーフレットの窓口配布をはじめ、貴団体のホームページに案内していただくなど貴団体の加入事業者に対する最低賃金額等の周知について、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、宮城労働局では、地域別最低賃金が時間額 800 円未満の道府県における地域的支援策と位置付けられる業務改善助成金の支給制度を実施しているところで、参考まで当該リーフレットを同封させていただきます。

担当部署

宮城労働局労働基準部賃金室

仙台市宮城野区鉄砲町1番地

電話 022-299-8841

FAX 022-295-3668



必ずチェック最低賃金!

使用者も

労働者も

宮城県最低賃金



白石城（全景）写真提供：宮城県観光課

宮城県最低賃金

平成26年10月16日発効

時間額

710円

宮城県特定最低賃金

鉄鋼業

平成26年
12月15日発効

時間額

811円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業

平成26年
12月19日発効

時間額

769円

自動車小売業

平成26年
12月15日発効

時間額

778円

宮城労働局労働基準部賃金室 TEL 022-299-8841
仙台労働基準監督署 TEL 022-299-9075
石巻労働基準監督署 TEL 0225-22-3365

古川労働基準監督署 TEL 0229-22-2112
大河原労働基準監督署 TEL 0224-53-2154
瀬峰労働基準監督署 TEL 0228-38-3131

宮城労働局

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

宮城県の最低賃金 詳細

宮城県最低賃金 時間額

710

円

効力発生日
26.10.16

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

<b style="font-size: 1.2em;">宮城県特定最低賃金 <small>業種は日本標準産業分類による。</small>	<b style="font-size: 1.2em;">適用除外労働者 <small>（この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。）</small>	効力発生日
<p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">鉄鋼業</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">鉄鋼業（高炉による製鉄業、鉄鉄物製造業（鉄管、可鍛鉄を除く）、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">時間額 <b style="font-size: 2em; color: red;">811円</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>	<p style="font-size: 1.2em; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">26.12.15</p>
<p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">時間額 <b style="font-size: 2em; color: red;">769円</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 	<p style="font-size: 1.2em; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">26.12.19</p>
<p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">自動車小売業</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">時間額 <b style="font-size: 2em; color: red;">778円</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者</p>	<p style="font-size: 1.2em; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">26.12.15</p>

注1 下線部分が、平成26年度の改正箇所です。

注2 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。(1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)賞与等 (5)時間外・休日・深夜手当

注3 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間あたりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

最低賃金の解説

実際の賃金が宮城県の最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合** …… 宮城県の最低賃金とそのまま比較します。
- ② 日給の場合** …… 日給を1日の所定労働時間数で除し、時間当たりの金額と宮城県の最低賃金を比較します（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数で除します。）。
- ③ 月給の場合** …… 月給を1か月の所定労働時間数で除し、時間当たりの金額と宮城県の最低賃金を比較します（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1か月平均所定労働時間数で除します。）。

(例)

宮城県最低賃金（時間額710円）が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給123,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数258日とします。

$$\frac{\text{月給 } 123,000\text{円} \times 12\text{か月}}{8\text{時間} \times \text{年間所定労働日数 } 258\text{日}} \doteq 715\text{円} > 710\text{円}$$

この場合は最低賃金額以上になっています。

最低賃金額との比較

中小企業事業主向け

業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金上げを図るための制度です。

賃金改善

(事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げ)

業務改善

(パソコンの増設や、機器の導入など)

平成26年度から、企業規模30人以下の小規模事業者については、要した経費の4分の3を助成できることになりました。
(上限100万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1)

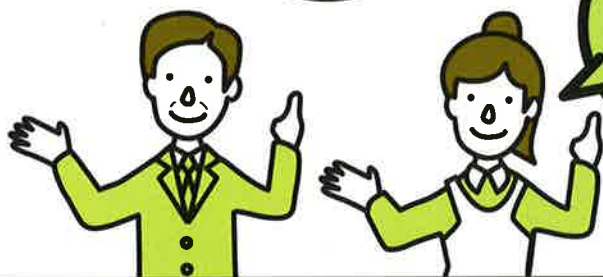


応援します！
がんばる中小企業。

賃金と業務の改善を国が支援してくれるなんて頼もしいね。

うちの工場は対象地域だな。申請してみるか

業務改善経費の一部を補助してくれるのね。



厚生労働省

最低賃金上げに向けた中小企業業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。
※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入・研修等)に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(小規模事業者(※)は、4分の3)

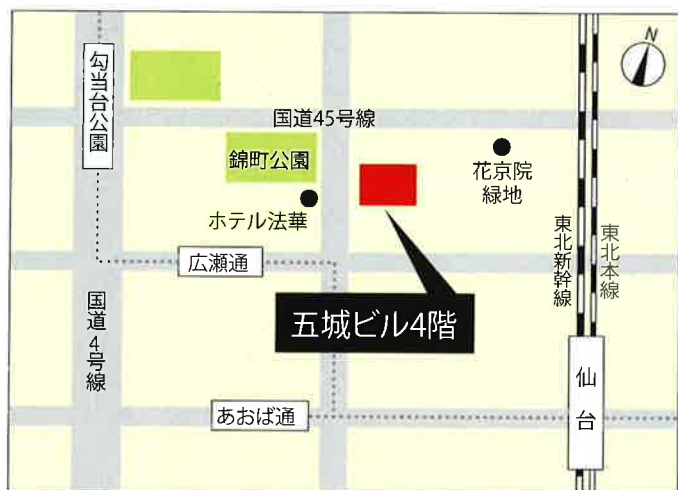
※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

宮城県最低賃金総合相談支援センター

〒980-0014 仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4階 宮城県社会保険労務士会内

TEL.022-223-0573

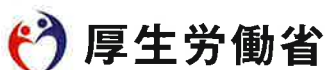


お問い合わせ・申請先

宮城労働局労働基準部賃金室

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階

TEL.022-299-8841



●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル適性

この印刷物は、印刷物の返へリサイクルできます。

(H26.5)